



いたしました。

○高木委員長 この際、本案に対し、真島省三さんから、日本共産党提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。真島省三さん。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○真島委員 私は、日本共産党提出の修正案について、その提案理由及び趣旨を御説明いたしました。

二〇一二年七月にスタートしたFIT制度は、これまで、RPS方式により、電力会社に対し極めて低水準の新エネ利用しか義務づけてこなかつた我が国にとって、まさに画期となる制度となりました。このもとで二千五百億キロワットを超える再エネの導入が進んだことは、FIT制度が再エネ導入促進策として大きな役割を果たしてきたことを示しています。

今後、再エネ導入を加速するためには、一般送配電事業者に接続義務を果たさせることと系統増強の義務づけが不可欠です。しかし、政府案にはこの点についての踏み込んだ措置は講じられておりません。

そこで、政府案の問題点を解決するとともに、制度上の不足を補い、運用上の問題を是正するために、この修正案を提出することいたしました。

以下、要旨を説明します。

修正案の内容は、第一に、政府案では削除するとされておりますFIT法第五条の、いわば優先接続を義務づける規定を維持するものです。第二に、一般送配電事業者の系統拡張義務を新設し、接続保留の問題を起こさないよう、系統増

強を初めとした措置を講ずることを義務づけます。

この二点の修正により、再エネ発電により生み出された電気が確実に系統に接続され、供給されます。FIT制度があるが使えない現状を開拓するものになると期待しています。

第三は、今回新たに導入される入札制度をあくまで試験的、限定的な導入にとどめるための修正です。

そもそも、一定の導入量を低廉の落札者がから調達する入札制度は、全量を固定価格で買い取るFIT制度の根幹を本質的に変えるものになります。FIT制度があるが使えない現状を開拓するものになると期待しています。

第四は、一般送配電事業者への系統拡張義務づけに伴う国民負担の軽減と、原発から再エネへの転換を図るために、電気料金に上乗せされている電源開発促進税を再エネ設備の設置や系統増強費用に充てること等、再エネ電気の利用拡大に係る議論を示しています。

委員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、私の提案理由説明といたします。

○高木委員長

これにて趣旨の説明は終わりました。

○藤野委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

○藤野委員長

私は、日本共産党を代表して、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成、修正部分を除く

再エネ導入促進策として一定の役割を果たしてきました。しかし、再エネの割合はまだ全体の三%にすぎません。今求められているのは、再エネ導入をさらに強く後押しするための改革です。ところが、本法案は逆に、一般送配電事業者の主導性を一層強め、再エネの導入を抑制する中身になつており、容認できません。

反対理由の第一は、FIT制度の根幹である接続義務規定を削除するものだからです。

第五条の接続義務について、経産省は、FIT法制定時には、接続要請は原則全て受け、省令の例外規定により拒否されるケースは極めてまれと答弁していました。

ところが、系統容量の不足を口実とした九電ショック以降の接続保留により、FIT制度があつても使えない事態がもたらされました。経産省は、この事態に対し、接続義務を果たさせる責任を投げ捨てて、再エネの接続可能な量の算定を電力会社に委ね、無制限、無補償の出力抑制を容認したのです。その結果、法律による義務づけが省令で骨抜きにされる、まさに脱法的な省令改正が行われました。

この対応への反省もなく、いわば優先接続規定とも言える本条項を削除したらどうなるか。再エネ導入のブレーキとなることは明白です。

反対理由の第二は、FITの買い取り対象となる事業者の認定制度をこれまでの設備認定から系統連系契約後の事業認定に変更することにより、再エネの導入が進んでいるヨーロッパの例を見ても、FITのような導入促進策と系統システム強化対策を両輪で進めることができず。

再エネの導入が進んでいるヨーロッパの例を見ても、FITのような導入促進策と系統システム強化対策を両輪で進めることができず。その方向にこそ踏み出すべきです。

反対理由の第三は、対象となる電源や規模を明示しない今まで入札制度を導入することが、地域密着型・中小規模の再エネ事業者の参入を阻害しかねないからです。

○日本共産党

政府原案に対し反対の立場で討論を行います。

二〇一二年七月にスタートしたFIT制度は、

を達成するために、再エネより原発を優先する仕組みを見直して、市民、地域主体の地産地消の取り組みを後押しする施策の実現に全力で取り組みます。その決意を表明して、反対討論といたします。(拍手)

○高木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○高木委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改

正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、真島省三さん提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○高木委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○高木委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○高木委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高木委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、山際大志郎さん外三名から、自由民主党・民進党・無所属クラブ、公明党及びおおさか維新の会の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。升田世喜男さん。

○升田委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改

正する法律案に対する附帯決議(案)